



平成 23 年 11 月 11 日

各 位

東京都新宿区新宿五丁目 6 番 1 号
会社名 株式会社 東京一番フーズ
代表者名 代表取締役 坂本 大地
(コード番号：3067 東証マザーズ)
問合せ先
取締役副社長 井野 一三美
電話番号 03-5363-2132 (代表)

当社取締役および監査役に対する役員報酬型ストック・オプション
(新株予約権) 発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 11 日開催の取締役会において、ストック・オプションの実施等を目的として、当社取締役および監査役に対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 23 年 12 月 24 日開催予定の当社第 13 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- (1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の取締役及び監査役の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を導入するものであります。
- (2) 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役及び監査役
- (3) 株主総会決議による委任に基づき募集要項の決定をすることができる新株予約権の数は以下のとおりとする。
1,000 個 (ただし①取締役については 700 個、②監査役については 300 個)
- (4) 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないものとする。
- (5) 新株予約権発行の要領
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 1,000 株を上限とする (ただし、取締役には当社普通株式 700 株、監査役には当社普通株式 300 株) を 1 年間の上限とする (新株予約権 1 個あたりの目的である株式数は 1 株)
なお、当社が株式の分割 (株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載に同じ)

または株式の併合を行う場合、上記の目的である株式数は分割または併合の比率に応じ、次の計算により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、新株予約権割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合等、上記の目的である株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的である株式数を調整するものとする。

ただし、前記に定める株式数の調整を行った場合は、株式数について同様の調整を行う。

② 新株予約権行使時に払込をすべき金額

新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額（以下、「払込金額」とする。）は、新株予約権割当日の前日から遡って 20 日間（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値の金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権割当日の終値を下回らないこととする。

新株予約権行使時に払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③ 新株予約権の権利行使期間

平成 27 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 23 日まで。

④ 新株予約権の行使条件

- 1、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし任期満了による退任その他取締役会の認める正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- 2、権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち 1 名に限り権利を継承することができる。ただし再継承はできない。
- 3、その他の権利行使の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して払込みをされた財産の額（資本金

等増加限度額)として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1を計上し(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする)、残額は資本準備金に組み入れるものとする。

⑥ 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- 1、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 2、新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に、当社の取締役または監査役の地位喪失により新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 3、新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会決議により決定する。

以上